

奄美市立伊津部小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標
自ら学び 心豊かに強く生きぬく 伊津部の子の育成

家庭・地域との連携

- ・家庭訪問，教育相談
- ・PTA，学級PTA
- ・学級通信，学校だより，学校ホームページ
- ・民生委員，児童委員
- ・公民館，郵便局
- ・子ども110番の家

【いじめ・不登校対策委員会】

- ・目的
子ども一人一人が，いじめのない学校生活を送ることを通し，よりよい人間形成を図れるようにする。
- ・組織構成
校長，教頭，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，関係職員

関係機関等との連携

- ・鹿児島県，奄美市
- ・奄美市教育委員会
- ・奄美警察署
- ・大島児童相談所
- ・子ども会育成会
- ・チャレンジサポート奄美
- ・医療機関

教育活動の重点

- ・担任は，児童一人一人が存在感や充実感をもって学校生活を送れような学級づくりに努める。
- ・担任は，子どもたちの生活の様子に常に注意を払い，小さな変化に気付くように努める。
- ・担任は，子ども同士で，いつでも相談し合える人間関係づくりや雰囲気づくりに努める。

【いじめの防止】

- ・教職員の取組
いじめは絶対に許されない行為であることを子どもたちに宣告し，気になる子どもについては，職員同士で共通理解する。
- ・児童の取組
子ども同士，いつでも相談し合える人間関係づくりに努める。
- ・保護者の取組
子どもと何でも相談できる信頼関係を築く。

【いじめの早期発見】

- ・教職員の取組
問題意識を絶えずもち，実態把握に努める。
- ・児童の取組
心身の苦痛を感じている人がいたら，見て見ぬふりをするのではなく，先生に相談する。
- ・保護者の取組
子どもの様子で気になることがあったら，気がねなく担任や管理職等に相談する。

【いじめに対する措置】

- ・教職員の取組
いじめを受けている子どもやいじめた子どもの救出を，全職員の問題として取り組む。
- ・児童の取組
学級全体の問題として，解決に取り組む。
- ・保護者の取組
学校と連携して，問題解決に取り組む。

生徒指導体制

- ・毎月いじめ調査を実施し，対応する。
- ・心の教育推進委員会を年5回実施し，気になる子どもについての共通理解と対応策について検討する。
- ・いじめが発見された場合は，いじめ対策委員会を開いて，迅速・具体的に対応する。

【年間計画】

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報等に関する	教育相談	職員研修
4		年間及び1学期の活動計画の検討	心の教育推進委員会 いじめアンケート（毎月）	「いじめ問題を考える週間」の実施	1年生を迎える会	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	
5					第1回代表委員会		家庭訪問	
6					児童総会			
7	正しい言葉遣いしよう	1学期の活動の反省 2学期の具体的活動計画			第2回代表委員会	携帯・ネット利用調査 夏休みの過ごし方	教育相談	
8			心の教育推進委員会				教育相談	生徒指導事例研修会
9					第3回代表委員会			
10				「いじめ問題を考える週間」の実施	第4回代表委員会			
11			心の教育推進委員会				教育相談	
12	友達を大事にしよう	2学期の活動の反省 3学期の具体的活動計画			人権集会（いじめ問題を含む）の運営 第5回代表委員会	冬休みの過ごし方		
1				「いじめ問題を考える週間」の実施				
2	よいことを進めよう		心の教育推進委員会					
3		1年間の活動の反省 来年度の具体的活動計画			第6回代表委員会	春休みの過ごし方		

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織例】

1 既存の組織（生徒指導に関する組織など）を活用し、新たに外部専門家を加えて設置する場合

<p>(校内職員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校長（教頭）・ 生徒指導主任（係）・ 学年主任・ 担任・ 養護教諭・ 部活動顧問 など		<p>(第三者)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 心理や福祉の専門家・ 医師・ 警察官経験者・ 学校評議員・ 民生委員 など
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 既存の組織（生徒指導に関する組織など）を中核として設置する場合

<p>(例) (生徒指導部会)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校長（教頭）・ 生徒指導主任（係）・ 学年主任・ 養護教諭など		<p>(事案に関係する教職員などを柔軟に加える)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 担任・ 部活動顧問 など
		<p>(配置されている場合、必要に応じて参加する)</p> <ul style="list-style-type: none">・ スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカー 等

3 外部専門家の確保が困難な場合

<p>(校内職員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校長（教頭）・ 生徒指導主任（係）・ 学年主任・ 担任・ 養護教諭・ 部活動顧問 など		<p>(必要に応じて地域の関係者が参加する)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自治会長・ PTA 役員など
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 2 の場合は、SC、SSWを外部専門家とする組織体であるが、重大事態の調査の場合は、発生した事案に応じて、公平性・中立性を確保する観点から調査組織としての対応が可能であるか検討する必要がある。

※ 3 の場合は、重大事態が発生した場合の調査組織とすることはできない。調査組織とする場合は、専門的知識及び経験を有する第三者等、公平性・中立性を確保する構成員を新たに追加することが必要である。